

# 令和3年度 動物取扱責任者研修会

おおいた動物愛護センター  
愛護企画課

# 主な内容について

1. 動物愛護管理に関する最近の話題
2. 動物取扱業の概要
3. 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正  
(飼養管理基準を中心に)

# 動物愛護管理に関する最近の話題

1) おおいた動物愛護センター運営開始

2) 動物の愛護及び管理に関する法律について

→概要と動物取扱業に関連する事項を中心に

# おおいた動物愛護センター運営開始

- 平成31年2月17日オープン
- 同4月及び令和2年4月 保健所業務の移管
- 保健所の狂犬病予防、動物愛護管理業務の移管
- 新たな業務内容

# 保健所から移管した業務

動物愛護センターへ  
業務移管

大分市保健所

動物関連業務全て



東部保健所(+国東保健部)

中部保健所(+由布保健部)

豊肥保健所

南部保健所 犬猫関連業務のほとんど

- ・動物取扱業の登録、特定動物の許可も含む(R2.4月～)
- ・死亡野鳥の鳥インフルエンザ簡易検査や化製場法に関することは除く

北部保健所

(+豊後高田保健部)

西部保健所

移管対象外(従来どおり)



# 動物愛護センターの新たな業務

- 愛護教育(県内一円の小中学校が主な対象)
- ドッグラン(大分県による指定管理)
- 災害時・緊急時被災動物対応(後方支援)



# 動物取扱業の概要

## 営利目的で行う場合・・・都道府県知事の登録が必要となる(第一種動物取扱業)

- ・販売(ペットショップ、ブリーダー etc)
- ・保管(ペットホテル、ペットシッター、トリミング etc)
- ・貸出し(ペットレンタル etc)
- ・訓練(動物の訓練、調教業者 etc)
- ・展示(動物園、水族館、サーカス etc)
- ・競りあわせん業
- ・譲受飼養業

## 営利目的でない場合・・・都道府県知事への届出が必要となる(第二種動物取扱業)

犬、猫等を一定数以上 飼養施設を設置して保管・管理する場合は届出対象となる  
(ペットとして飼養している場合は除く)

(例:犬、猫等の中型哺乳類等 合計10頭以上 馬・牛等の大型哺乳類等 合計3頭以上)

- ・動物愛護ボランティア等が無償で保護動物を譲渡する場合等が対象  
→譲渡し、保管、貸出し、訓練及び展示がある

- ・申請に必要な主な書類は大分県ホームページに掲載している
- ・必要に応じて従事経験証明書、土地や建物の使用承諾書等の提出が必要である
- ・第一種動物取扱業の登録申請(新規及び更新 大分県)手数料は1業種15,500円  
同時期に2業種以上の登録を行う場合は、2業種目以降は11,000円となる。  
例)販売、保管及び展示を申請する場合:15,500円+11,000円×2=37,500円

# 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正

2019年改正！

全65条→全99条

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

- ・2012年の動物愛護管理法改正の際に、**法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定**  
特に以下については必要な検討を行うことを規定

①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制） ②マイクロチップの装着の義務づけ

国会議員が見直し  
（議員立法）

動物取扱業のさらなる適正化  
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

主な改正内容

## 1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

## 2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示  
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

## 3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化  
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ  
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円  
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

## 4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

## 5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

## 6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目的に必要な措置を講ずる検討条項

**2019年改正！**

附則第1条

2019(令和元)年6月19日公布

**3段階による施行！**

## 施行日（附則第1条）

○公布から1年以内

2020(令和2)年6月1日～

下記以外の改正事項全般 **既に施行済み**

○公布から2年以内

2021(令和3)年6月1日施行

- ・ 環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
- ・ 出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制  
※いわゆる8週齢規制

**既に施行済み**

○公布から3年以内

2022(令和4)年6月1日施行

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ  
関連の事項全般 **これから**

# 2020(令和2)年6月1日から既に 変わっていること(動物取扱業関連)

- ① 第一種動物取扱業登録の拒否事由追加(法本文、省令)
- ② 動物販売の対面説明を事業所内のみに限定(法本文)
- ③ 勧告に従わない事業者の公表(法本文)
- ④ 第一種動物取扱業登録取消し後の勧告等の権限強化(法本文)
- ⑤ 新たな管理帳簿の備え付け(法本文、省令)
- ⑥ 動物取扱責任者の要件追加(省令)
- ⑦ 動物取扱責任者研修について(省令)

# 第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

## 登録拒否事由の追加

(現行)第12条第1項

### ○第3号

・登録の取消処分があった日から  
**2年**を経過しない者

### ○第4号

・登録を取り消された法人の役員  
であった者で、取消後から**2年**  
を経過しない者

### ○第6号

・各関係法令で罰金以上の刑に処  
され、その執行後**2年**を経過しな  
い者



◎拒否期間の延長、関連違反法令の追加

(改正後)第12条第1項

### ○第3号

・登録の取消処分があった日から**5年**を経過しない  
者

### ○第4号

・登録を取り消された法人の役員であった者で、取  
消後から**5年**を経過しない者

### ○第6号

・各関係法令(**対象行為を拡大\***)で罰金以上の刑  
に処され、その執行後**5年**を経過しない者  
**\* 外国為替及び外国貿易法による罰金以上の刑等**

### ○第8号

・法人であって、その役員**又は環境省令で定める使  
用人**のうちに前各号のいずれかに該当する者があ  
るもの

①

2019年改正！

第12条第1項

2020年6月1日から既に改正済み！

# 第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

## 登録拒否事由の追加 ◎新規拒否事由

### ○第12条 第1号

- ・心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

### ○同条第2号

- ・破産手続開始の決定を受け手復権を得ない者

### ○同条5の2号

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

### ○同条 7号

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

### ○同条 7号の2

- ・第1種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

### ○同条 9号

- ・個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの

2019年改正!

2020年6月1日から既に改正済み!

## 第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

※動物

②

○犬・猫の販売場所を事業所に限定 第21条の4

・第1種動物取扱業者は、動物を購入しようとする者に対し、その事業所において、販売に係る状態を直接見せ、説明を行う。

(第21条の4)



販売事業所外での対面説明等の禁止

※対象は、一般の購入者(販売業者同士間は除く)

③

○勧告に従わない事業者の公表 第23条第3項

勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができる

④

○第1種動物取扱業の登録取消後の勧告等 第24条の2

取消後2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能

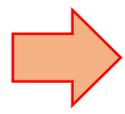
※②でいう動物とは、犬や猫はもちろん、ハムスターやウサギ等その他哺乳類・鳥類及び爬虫類のこと(両生類や魚類は含まない)

⑤

# 新たな管理帳簿の備え付け

2020年6月1日から既に改正済み！

対象業者：犬又は猫の販売業者



哺乳類・鳥類・爬虫類の  
販売、貸出し、展示業者

対象動物：犬又は猫の個体ごと



犬又は猫以外は品種ごと

内容：

- ①品種等②繁殖者名等③生年月日④所有日⑤購入先⑥販売日⑦販売先
- ⑧販売先が関係法令に違反していないことの確認状況⑨販売担当者名
- ⑩販売時における対面説明等の実施状況⑪貸出し時における対面説明等の実施状況⑫死亡日(死亡した場合)⑬死亡原因



捕獲等した動物については捕獲者や捕獲場所等

届出：動物の頭数について年1回

管理帳簿の保管期間：5年間

前年度分1年間の集計を当該年度の5月末日までに提出しなければならない



2020年4月1日～2021年3月31日分は2021年5月30日までに提出が必要

⑤

◎犬猫等販売業者定期報告届出書(従来)

→「**動物販売業者等定期報告届出書**」  
様式が変更されているので、注意を！

→販売、貸出し及び展示業者の報告書



<対象>

- ・犬猫の販売業者(従来から提出対象)
- ・その他哺乳類、鳥類及び爬虫類の販売業者
- ・貸出し及び展示業者

→「**動物販売業者等定期報告届出書**」を  
提出しなければいけなくなった

⑥

# 動物取扱責任者の要件追加

2020年6月1日から既に改正済み！

◎従来は 以下のいずれか

- 実務経験(半年以上)
- 学校(1年以上)
- 資格

いずれも業の種別に適合したもの



◎新基準(令和2年6月1日以降)

- 獣医師
- 愛玩動物看護師(令和5年以降)
- 実務経験+学校
- 実務経験+資格

いずれか  
セットで必要

※獣医師及び愛玩動物看護師の国家資格所有者は  
実務経験は不要となる → 当該資格のみでOK

(実際のところ、現時点において半年以上の実務経験が必要ないのは獣医師のみ)

⑥

## 既に責任者となっている場合

- 3年間の経過措置期間あり

→ 2023(令和5)年5月31日まで

- 学校又は資格OK → 実務経験を積む
- 実務経験のみOK

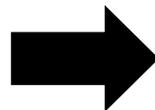
→経過措置期間の間に資格取得 or 認定学校を卒業

⑦

# 動物取扱責任者研修について (今後の予定)

◎従来まで

- ・毎年1回
- ・1回あたり3時間以上  
(全国一律の基準)



◎2020年6月1日以降

- ・頻度は自治体毎に規定
- ・受講時間も同様  
(各自治体が自由に設定  
できるようになった)

現在、大分県では動物取扱責任者研修の見直しを行っている  
開催頻度や受講時間等を中心に検討している  
(詳細が確定次第、お知らせ)

# 2021（令和3）年6月1日 から変わったこと（動物取扱業関連）

## 1）環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準

適正な飼養管理の基準の具体化（いわゆる数的基準）

環境省から素案が示され、パブリックコメント実施済み

（R2.10.16～R2.11.17）

中央環境審議会動物愛護部会 第3次答申（R2.12.25）

※具体的な飼養管理基準が示された 詳細は、後半のスライドで説明

～対象：犬及び猫～

## 2）出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制

※いわゆる8週齢規制が本格的に適用

45日→49日→56日という推移

# 幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）

## 2012年改正

### ●本則●

（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

第二十二條の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて**出生後56日を経過しないもの**について、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

### ●附則●（経過措置）

- 改正法施行後3年間（2013.9.1～2016.8.31） 45日
- 2016.9.1～「別に法律で定める日」まで 49日

## 今回改正

### 天然記念物指定犬の特例措置

当該附則を削除  
（本則の56日齢が適用）

### ●原始附則●

（指定犬に係る特例）

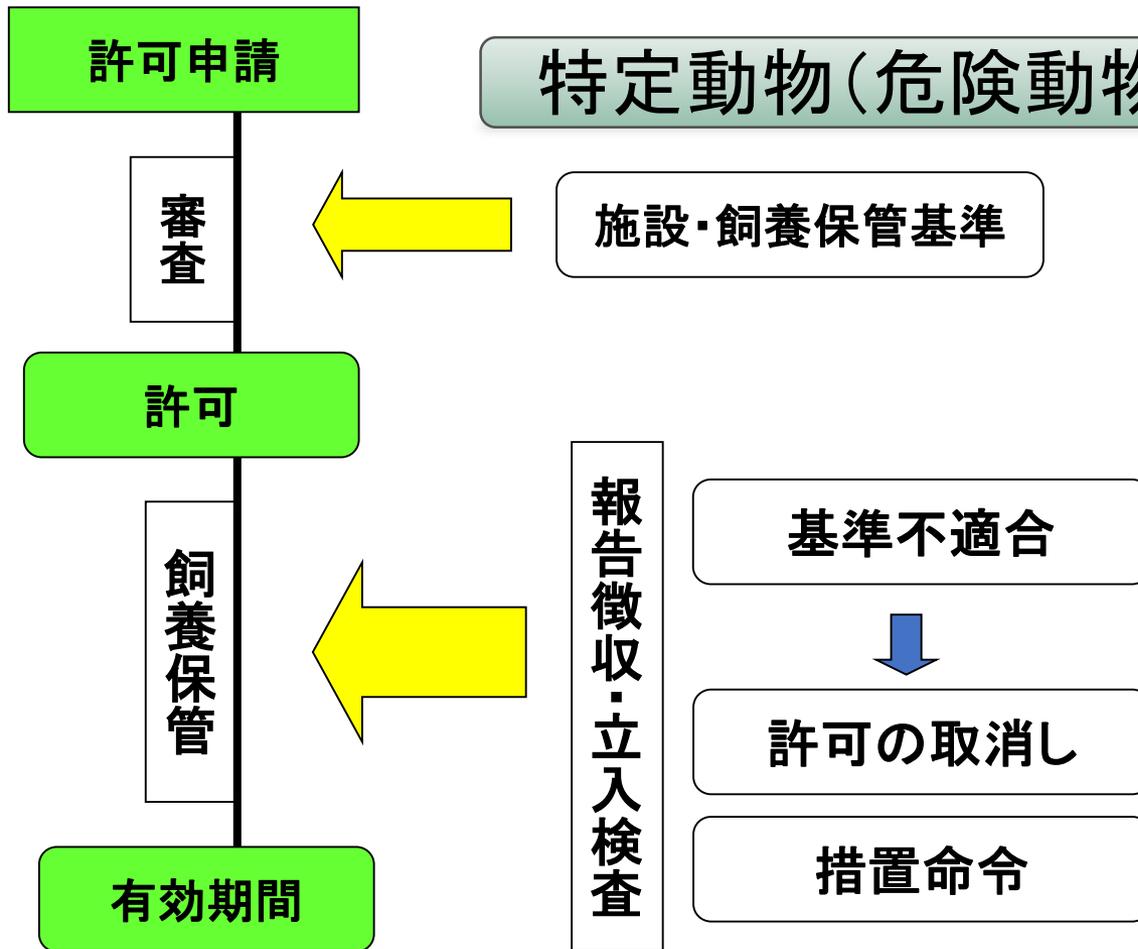
- 2 専ら文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により天然記念物として指定された犬（以下この項において「指定犬」という。）の繁殖を行う第22条の5に規定する犬猫等販売業者（以下この項において「指定犬繁殖販売業者」という。）が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合における当該指定犬繁殖販売業者に対する同条の規定の適用については、同条中「56日」とあるのは、「49日」とする。

（施行日）公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

指定犬：秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

2021年6月1日から施行済み！

# 特定動物(危険動物)の飼養許可



2019年改正!

第25条の2

- 特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として扱う
- 特定動物の愛玩目的での飼養を禁止

(第25条の2、第26条)

# 特定動物飼養・保管数増減届出書

様式第2（第3条第4号関係）

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

特定動物飼養・保管数増減届出書

飼養又は保管をする特定動物の数が増加・減少したので、特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第4号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可内容	(1)許可年月日	年 月 日	
	(2)許可番号		
	(3)特定動物の種類		
	(4)飼養又は保管をする数		
2 飼養又は保管をする数の増減	(1)飼養・保管数の増減日	年 月 日	
	(2)増減の別	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	
	(3)増減前の飼養・保管数		
	(4)増減した数		
3 理由	(1)増加	<input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 引受け <input type="checkbox"/> 繁殖 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	(2)減少	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 引渡し <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 殺処分 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 識別措置の内容	(1)識別措置の種類	<input type="checkbox"/> マイクロチップ <input type="checkbox"/> 脚環 <input type="checkbox"/> 入れ墨、翼帯等 <input type="checkbox"/> 標識の掲出 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	(2)特定動物に係る情報（必要に応じて別紙に記入すること）	性 別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他
		識別番号	
5 備考			

収 受 印	処 理

備考

- 「4 (2)特定動物に係る情報」欄には、特定動物の識別情報（性別、外見上の特徴及びマイクロチップ又は脚環等の識別番号）を記載すること。数が多い場合は別紙に記載し添付すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者とことなる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

既に飼養・保管許可を受けている  
特定動物の数に増減があった場合、  
その事実が発生した日から**30日以内**  
に提出が必要

例:アリゲーター 10頭  
カバ 3頭  
ゾウ 2頭  
↓  
アリゲーター 12頭  
カバ 2頭  
ゾウ 2頭

数の増減があったアリゲーター、カバ  
についてそれぞれの種ごとに提出が  
必要となる

# 特定動物管轄区域外飼養・保管通知書

様式第13（第13条第11号関係）

都道府県知事 殿  
市 長

年 月 日

通知者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 千  
電話番号

## 特定動物管轄区域外飼養・保管通知書

貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をしますので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条第11号の規定に基づき下記のとおり通知します。

### 記

1 許可内容	(1)許可の有効期間	年 月 日 から
	(2)許可を受けた特定動物の種類	年 月 日 まで
	(3)許可を受けた都道府県市	
	(4)許可番号	
2 理由	<input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 業としての展示 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
3 飼養又は保管の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
4 飼養又は保管の場所		
5 管理責任者	(1)氏名	
	(2)住所	(3)電話番号
6 逸走防止措置		
7 備考		

### 備考

- この通知は、飼養又は保管に係る場所を管轄する都道府県知事（政令市にあってはその長。以下同じ。）に、飼養又は保管を開始する3日前（土曜、日曜、祝日及び年末年始の日数は算入しない。）までに行うこと。
- 「4 飼養又は保管の場所」欄には、飼養又は保管の許可を受けた都道府県知事の管轄する区域以外の飼養又は保管をする場所を記入すること。また、移動経路を示す地図等を添付すること。
- 「6 逸走防止措置」欄には、この通知に係る飼養又は保管における逸走防止のための措置の内容を具体的に記入すること。
- この通知に係る事務担当者が通知者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この通知書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

既に飼養・保管許可を受けている  
特定動物を管轄区域外に移送する  
際に必要となるもの

その区域に入る**3日前までに通過する**  
&滞在する**すべての**都道府県、政令市、  
中核市に提出しなければならない

なお、滞在先での滞在期間が**3日間を**  
**超える**場合は滞在先の自治体で**新たに**  
当該特定動物の飼養・保管許可を申請  
する必要がある

例：大分市から日田市を經由（大分道）  
して久留米市へ移送する場合

提出先の自治体は

①大分市②大分県③福岡県④久留米市  
の4カ所となる



# 第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

環境省令で定める遵守基準を具体的に明示

## 遵守すべき事項として7項目を規定（第21条第2項：新規）

- ①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- ③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖方法に関する事項
- ⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

犬猫の場合



いわゆる飼養管理基準

第21条第3項

これらの基準は、できる限り具体的なものでなければならない

今後の検討会で検討

（施行日）公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

# 犬及び猫の飼養管理基準について

## 動物取扱業における 犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針

～守るべき基準のポイント～



## 目次

1.はじめに本書の使い方	1
2.チェックリスト	3
3.基準の解説	9
1.飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項	9
2.動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項	20
3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項	28
4.動物の疾病等に係る措置に関する事項	33
5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項	38
6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項	41
7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項	45
4.行政指導・行政処分について	48
5.参考資料	64
経過措置について	64
関係法令	67

# 飼養施設・設備（ケージ等）に関すること①

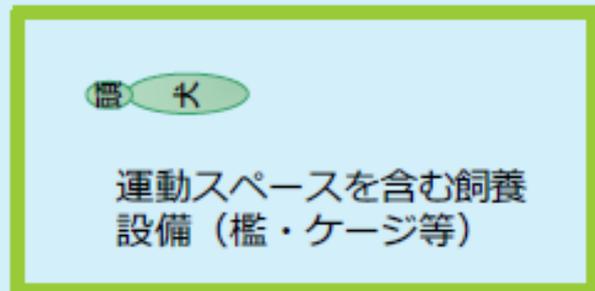
## 運動スペース分離型（ケージ飼育等）

- ・ 寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- ・ これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定



## 運動スペース一体型（平飼い等）

- ・ 運動スペースを含む飼養設備（檻・ケージ等）のサイズを規定



既存登録事業者は  
2022年6月1日から！

事業者は分離型・一体型の  
いずれかから選択可能

どちらを選択しても、運動  
スペースは必ず確保する  
必要がある

分離型 or 一体型、犬 or 猫  
で基準が異なる



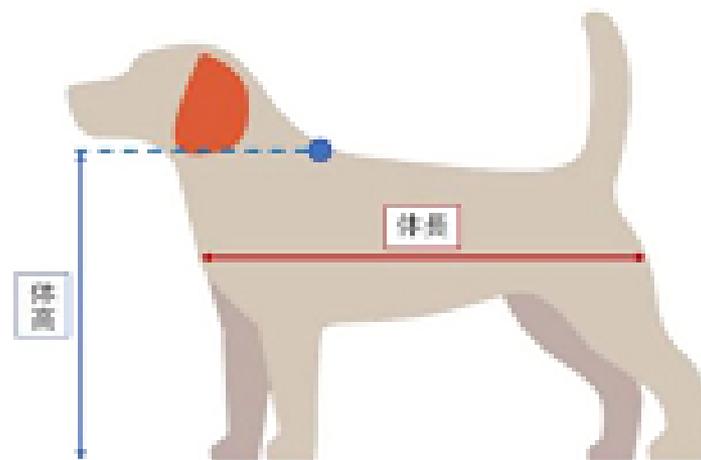
以降のスライドで場合分け  
して説明する

## 飼養施設・設備（ケージ等）に関すること②

～体長と体高の測定場所について～



※犬の体長30cmの場合



体長: 胸骨端から座骨端までの長さ

体高: 地面からき甲部(肩甲骨の上端部)までの垂直距離

猫も同様である

## 飼養施設・設備(ケージ等)に関すること③



### 運動スペース「分離」型(ケージ飼育等) 犬の場合

#### <寝床や休息場所となるケージ>

縦(体長の2倍以上) × 横(体長の1.5倍以上) × 高さ(体高の2倍以上)

※複数飼養する場合(成犬同士)

・床面積

それぞれの個体に対して、分離型のケージ等における床面積を合計した広さが必要

・高さ

最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保

#### <運動スペース>

床面積(分離型ケージサイズの6倍以上) × 高さ(体高の2倍以上)

(縦 × 横)

※運動スペース一体型と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する(詳細は次のスライド参照)

# 飼養施設・設備(ケージ等)に関すること④

## 運動スペース「一体」型(平飼い等) 犬の場合

床面積(分離型ケージサイズの6倍以上) × 高さ(体高の2倍以上) → ①  
(縦 × 横)

※複数飼養する場合(成犬同士)

### ・床面積

以下の①、②のうち大きな面積以上を必要面積とする

①各犬の分離型ケージサイズの3倍の面積の合計と

②同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍

### ・高さ

最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保

例: 体長100cmの犬1頭 & 50cmの犬2頭の計3頭を飼養する場合

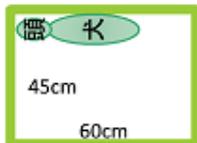
### ・床面積

①  $150\text{cm} \times 200\text{cm} \times 3\text{倍} \times 1\text{頭} + 75\text{cm} \times 100\text{cm} \times 3\text{倍} \times 2\text{頭} = 13.5\text{m}^2$

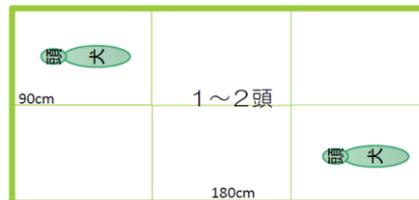
②  $150\text{cm} \times 200\text{cm} \times 6\text{倍} = 18\text{m}^2$

以上より、 $18\text{m}^2$ 以上が必要となる

## 分離型ケージサイズ



※犬の体長30cmの場合



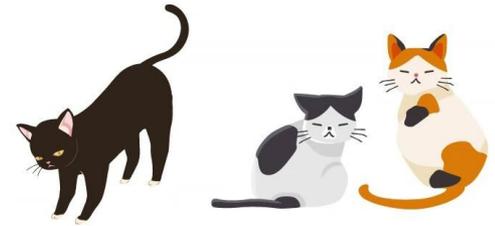
複数飼養  
1頭あたり3倍以上の床面積を確保

+



# 飼養施設・設備(ケージ等)に関すること⑤

運動スペース「分離」型(ケージ飼育等) 猫の場合



## <寝床や休息場所となるケージ>

縦(体長の2倍以上) × 横(体長の1.5倍以上) × 高さ(体高の3倍以上)

※一つ以上の棚を設け2段以上の構造としなければならない

複数飼養する場合

各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保しなければならない

例:(体長30cm 体高20cm)、(体長20cm 体高10cm)の2頭を同一ケージで飼養する場合

・床面積

$$\frac{60\text{cm} \times 45\text{cm}}{(0.27\text{m}^2)} + \frac{40\text{cm} \times 30\text{cm}}{(0.12\text{m}^2)} = \underline{0.39\text{m}^2}\text{以上の面積が必要}$$

・高さ

大きい方である個体に合わせる必要があるため、高さは20cm × 3倍 = 60cm以上必要となる

## <運動スペース>

運動スペース一体型と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する(詳細は次のスライド参照)

# 飼養施設・設備(ケージ等)に関すること⑥



## 運動スペース「一体」型(平飼い等) 猫の場合

**床面積(分離型ケージサイズの2倍以上) × 高さ(体高の4倍以上)**

※二つ以上の棚を設け**3段以上**の構造としなければならない

### ※複数飼養する場合

#### ・床面積

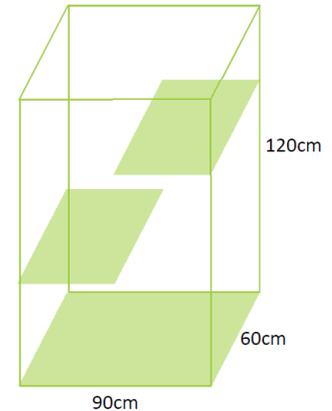
以下の①、②のうち大きな面積以上を必要面積とする

①各猫の分離型ケージサイズの面積の合計

②同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍

#### ・高さ

最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保する必要



※猫の体長30cmの場合

例:(体長30cm 体高20cm)、(体長25cm 体高15cm)、(体長20cm 体高10cm)の3頭を同一ケージで飼養する場合

#### ・床面積

① $60\text{cm} \times 45\text{cm} + 50\text{cm} \times 37.5\text{cm} + 40\text{cm} \times 30\text{cm} \cong 0.58\text{m}^2$ 以上

② $60\text{cm} \times 45\text{cm} \times 2 = 0.54\text{m}^2$ 以上

以上より、 $0.58\text{m}^2$ 以上が必要となる

#### ・高さ

$20\text{cm} \times 4\text{倍} = 80\text{cm}$ 以上必要となる

# 飼養施設・設備(ケージ等)に関すること⑦



## ～運動スペースを設置する際のポイント～

### 〈運動スペースの交代利用〉

運動スペースの確保は、常に運動できる一体型よりも広い面積を確保して十分な運動を行う必要がある一方で、スペースを交代で使用する可能性があることの双方を総合的に考慮したものであるため、交代利用が否定されるものではない。しかし、夜間の休息を考慮し、展示時間は午前8時～午後8時となっていることを踏まえると、通常想定される人の手によってケージ間を移動させるような場合では、午前、昼、午後の1日3交代(各3時間以上)が限度と考えられる。例えば、個体サイズが同等の場合に、5頭分の運動スペースしかない場合、15頭を超えた数を飼養することはできないこととなる。

### 〈運動スペースの設置場所、管理方法〉

運動スペースは飼養施設のケージ等に含まれ、常時利用可能な状態で維持管理する義務がある。このため、業の登録・届出において必要な権原を有し登録されている飼養施設以外の施設(外部のドッグラン、散歩で運動すること等)や、仕切り等で分離型と一体型を使い分けること(分離型や一体型のケージ等として使用している部分は、運動スペースとして使用できないことから併用は不可)は認められない。

屋外に設置する場合は、

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号㉠に基づき、

**「遮光のため又は風雨を遮るための設備」**を準備する必要がある

既存登録事業者は  
2022年6月1日から！

## 従業員数に関すること①

- ・犬：1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭が上限
- ・猫：1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭が上限
- ・いずれも、親と同居している子犬、子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬、猫は頭数に含めない（その飼養施設にいるものに限る）

## 従業員数に関すること②

- 行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎ、新規従業者の確保又は譲渡等による飼養頭数の削減を行う期間が必要なため、段階的に5頭ずつ減らす
- 第2種動物取扱業では、ブリーダー等の第1種動物取扱業からの譲渡が増加する可能性があることから、完全施行時期を1年遅らせる

- 新規事業者は、令和3年6月に完全施行
- 既存事業者は、段階的に適用し、  
令和6年6月から完全施行(第1種動物取扱業)  
令和7年6月から完全施行(第2種動物取扱業)

表: 員数の規定に係る経過措置

第1種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R4.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R5.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R6.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

第2種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R4.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R5.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R6.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R7.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

# 環境の管理に関すること①

既存登録事業者は2021年  
6月1日から適用済み

## 設備の管理に関する事項

- 突起物、穴、くぼみ、斜面等によって動物が傷つかない構造であること
- 床材に**金網が使用されていないこと**  
(肉球が痛まないように管理されている場合を除く)
- 錆、割れ、破れ等の破損がないこと

## 環境の管理に関すること②

既存登録事業者は2021年  
6月1日から適用済み

- ・ 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること
- ・ 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと
- ・ 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること



### 夜間展示

犬及び猫の展示販売ができるのは夜8時(20時)まで

一定の条件を満たした\*特定成猫は夜10時(22時)まで可能

※従前から  
特に変更なし

※**生後1年以上**で**休息できる設備に自由に移動できる**こと

既存登録事業者は2021年  
6月1日から適用済み

## 疾病等に係る措置に関すること

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、**年1回以上**の獣医師による**健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存**すること
- 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに**繁殖の適否に関する診断を受けさせる**こと



# 動物の管理に関すること

既存登録事業者は2021年  
6月1日から適用済み

## その他の動物愛護及び適正な飼養に関する事項

- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと
  - 被毛に糞尿等が固着した状態
  - 体表が毛玉で覆われた状態
  - 爪が異常に伸びている状態
  - 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、**清潔な給水を常時確保**すること
- 運動スペース分離型飼養等を行う場合、**犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置く**こと
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、**犬又は猫との触れ合いを毎日行う**こと

既存登録事業者は2021年  
6月1日から適用済み

## 動物の展示又は輸送に関すること

- 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保すること  
それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること
- 飼養施設に輸送された犬又は猫については、**輸送後2日間以上**その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視によって観察すること

既存登録事業者は  
2022年6月1日から！

## 動物の繁殖の方法に関する事項

- 犬：**雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下**、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする
- 猫：**雌の交配時の年齢は6歳以下**、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする

- 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること
- **帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること**
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと

[ ] : 既存登録事業者は2021年6月1日から適用済み

# 2022（令和4）年6月1日から 変わる予定（動物取扱業関連）

2019年改正！

第39条の2～第39条の26

## マイクロチップの装着等の義務化

### ①犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

### ②MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

### ③狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス化）

○MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知

○装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

（第39条の7）

### ④都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

### ⑤環境大臣による指定登録機関の指定

○大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる

○環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う

○登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る

（第39条の10～26）

# マイクロチップ



※GPS機能は無い  
首の皮下に挿入する

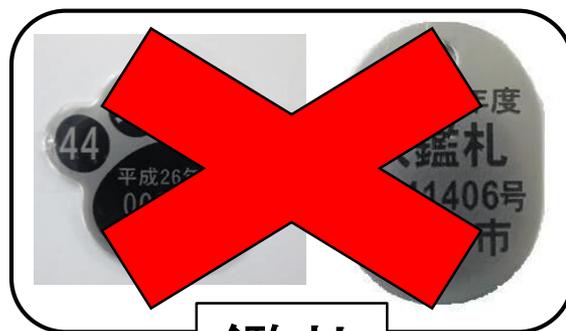
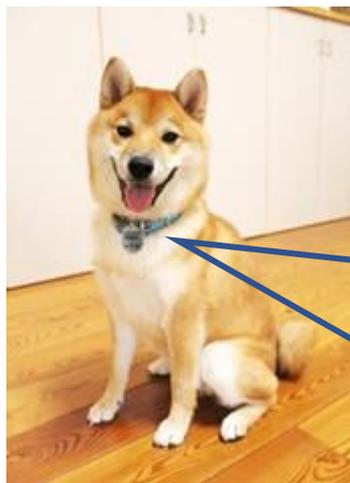
マイクロチップ  
リーダー

チップには15桁の数字が記録されている  
飼い主情報(氏名、住所、電話番号)などをひも付けし  
データベースで管理する

# マイクロチップと狂犬病予防法

狂犬病予防法に基づき、犬については以下が義務

- 生涯1回の登録(市町村)
    - 登録の鑑札の装着
  - 毎年1回の予防注射
    - 注射済票の装着(注射の度に発行)
- マイクロチップの登録に連動  
→ マイクロチップがあれば不要



鑑札

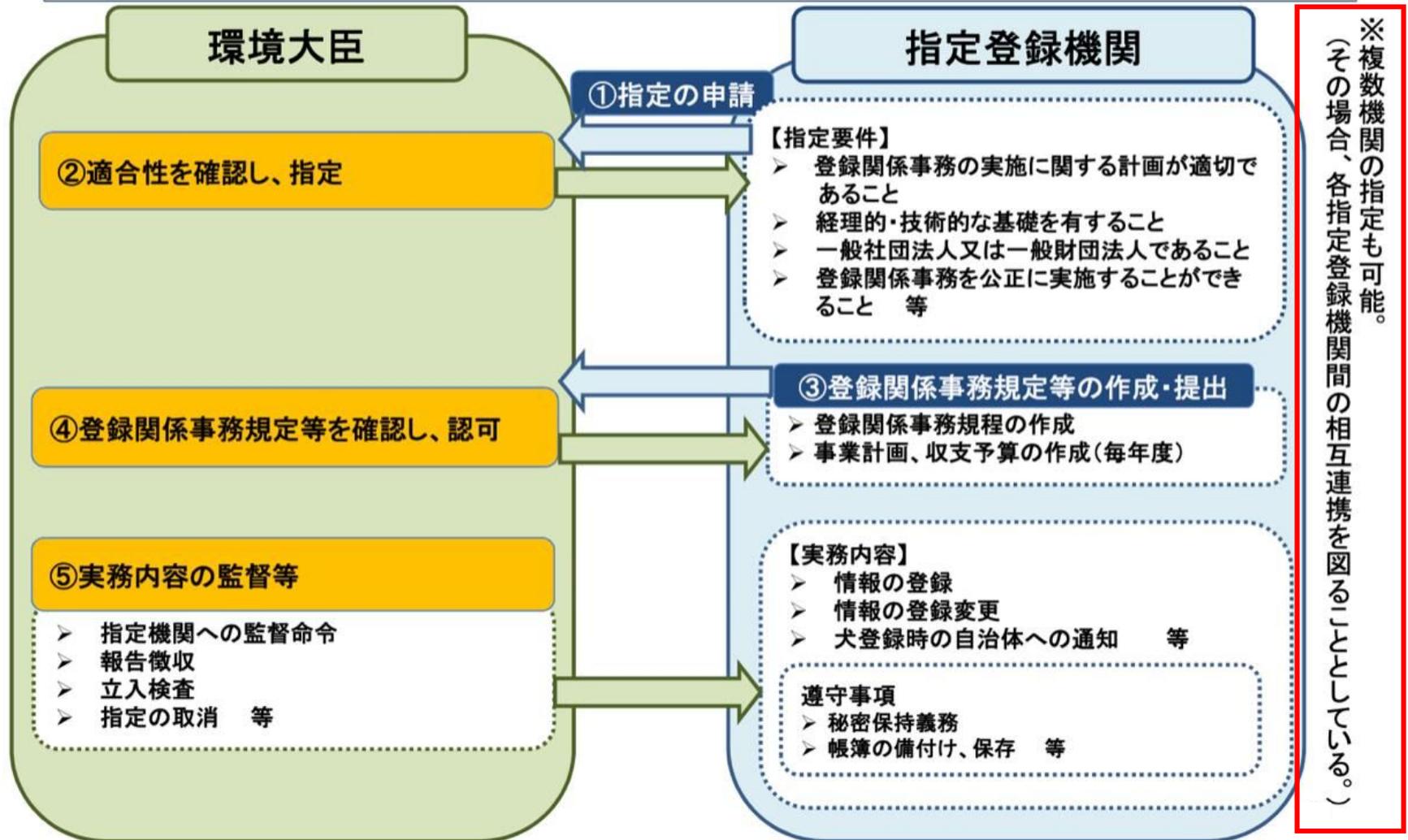


注射済票

# マイクロチップ指定登録機関の指定

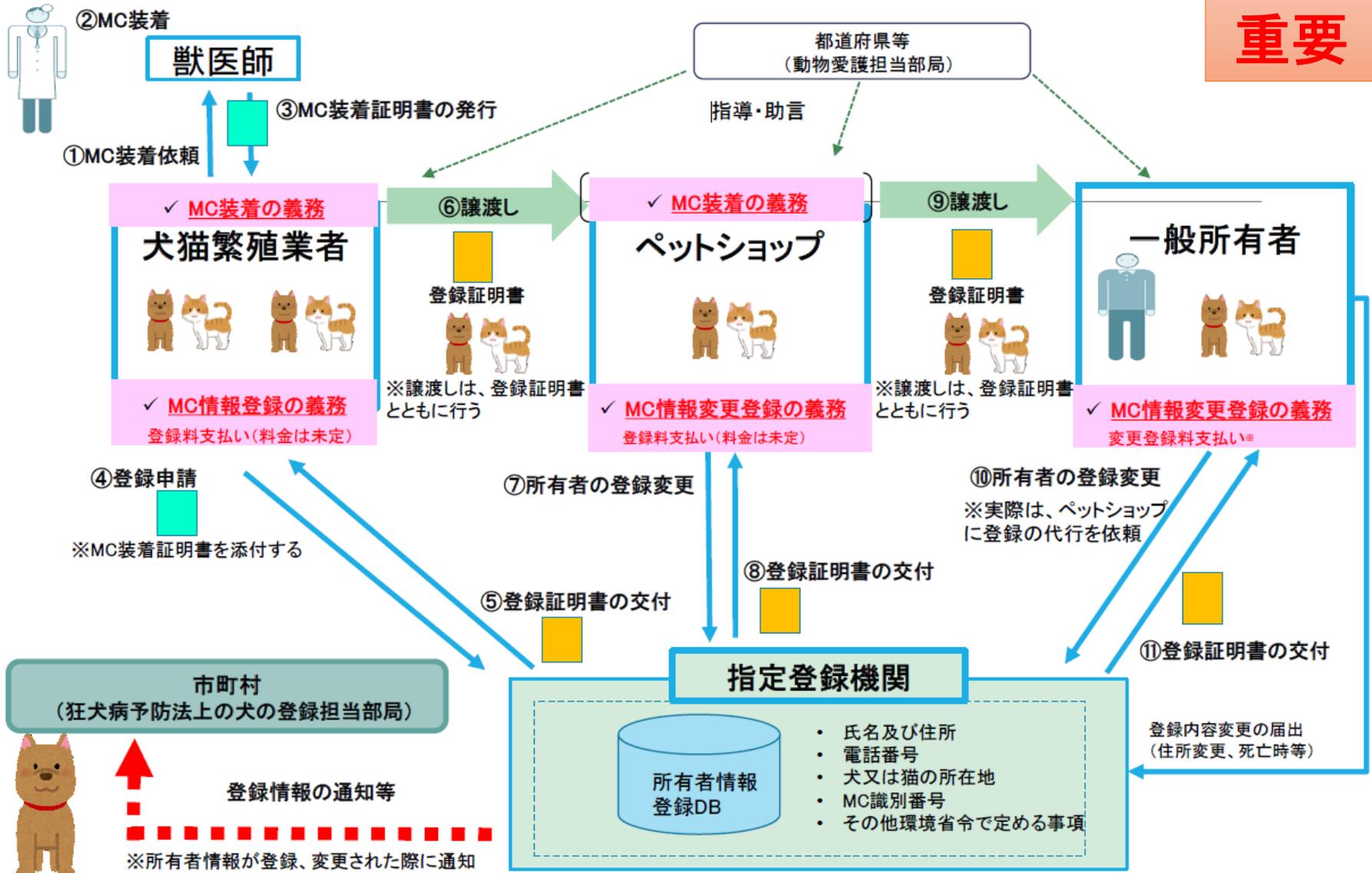
## 第三十九条の十

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者(指定登録機関)に、環境大臣の事務(登録関係事務)を行わせることができる。



# 犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)

**重要**



**狂犬病予防法とのワンストップサービス**

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

(公社) 日本獣医師会

# ワンストップサービスの概要

令和3年10月5日時点版

ワンストップサービス（一連の手続き）

犬猫等販売業者  
犬猫所有者



獣医師

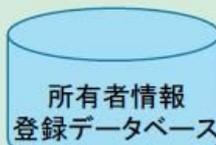


①動物病院等でマイクロチップの装着  
⇒マイクロチップの識別番号が決定

②指定登録機関の運用するデータベースに情報登録  
(市区町村への狂犬病予防法の犬の登録情報を含む)

③指定登録機関へマイクロチップ登録に関する手数料納付

指定登録機関



データベース登録される情報

- ・ 氏名及び住所
- ・ 電話番号
- ・ 犬又は猫の所在地
- ・ マイクロチップ識別番号
- ・ その他環境省令で定める事項

・ 指定登録機関でデータベースを管理

・ 犬の所有者からの登録情報に基づきデータベースに入力

ID

パスワード

事前に市区町村へ付与

④犬に関する登録情報のみメール通知(1日1回)  
※市区町村の登録されたメールアドレスに通知

ワンストップ参加の市区町村  
(狂犬病予防法の犬の登録担当部局)



⑤データベースから所定のIDとパスワードを用いて登録情報の検索

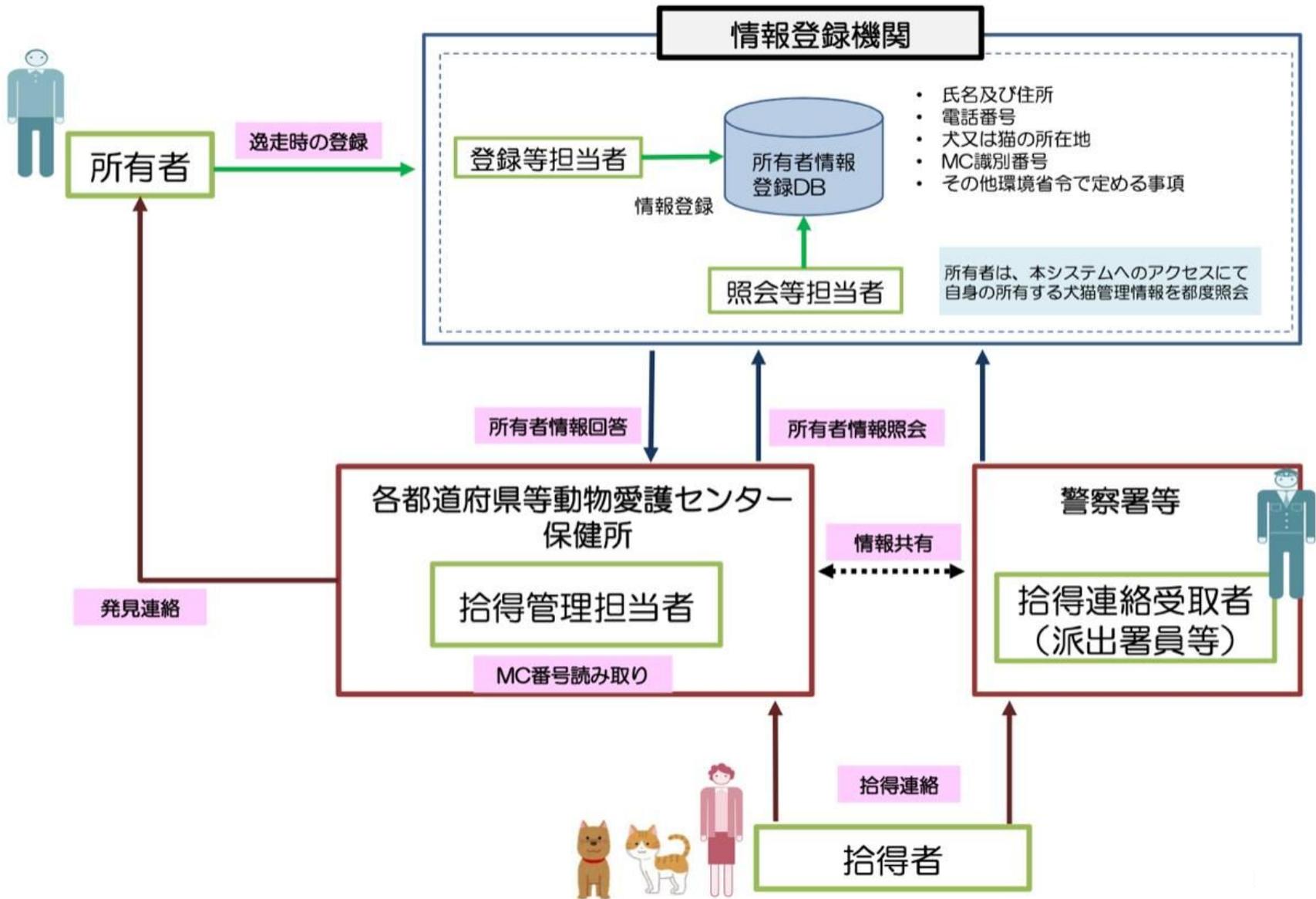
⑥市区町村の管理する原簿(登録台帳)の情報と突合

⑦犬の登録原簿に追記・記録

⑧犬の所有者への登録等の情報提供・確認連絡

※必要に応じて、各自治体の手数料条例等に基づく手数料納付の案内

# (参考) 情報登録機関の取得犬猫の返還概念図



# 法改正のスケジュール(まとめ)

<令和元年>

6月12日 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律 成立

19日 同改正法 公布

<令和2年>

1月~2月 改正動物愛護管理基本指針のパブリックコメント、各省協議

2月28日 改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令公布

4月30日 改正動物愛護管理基本指針 公布、施行通知

6月1日 改正動物愛護管理法 施行

改正済み

2年以内施行に向けた審議

<令和3年>

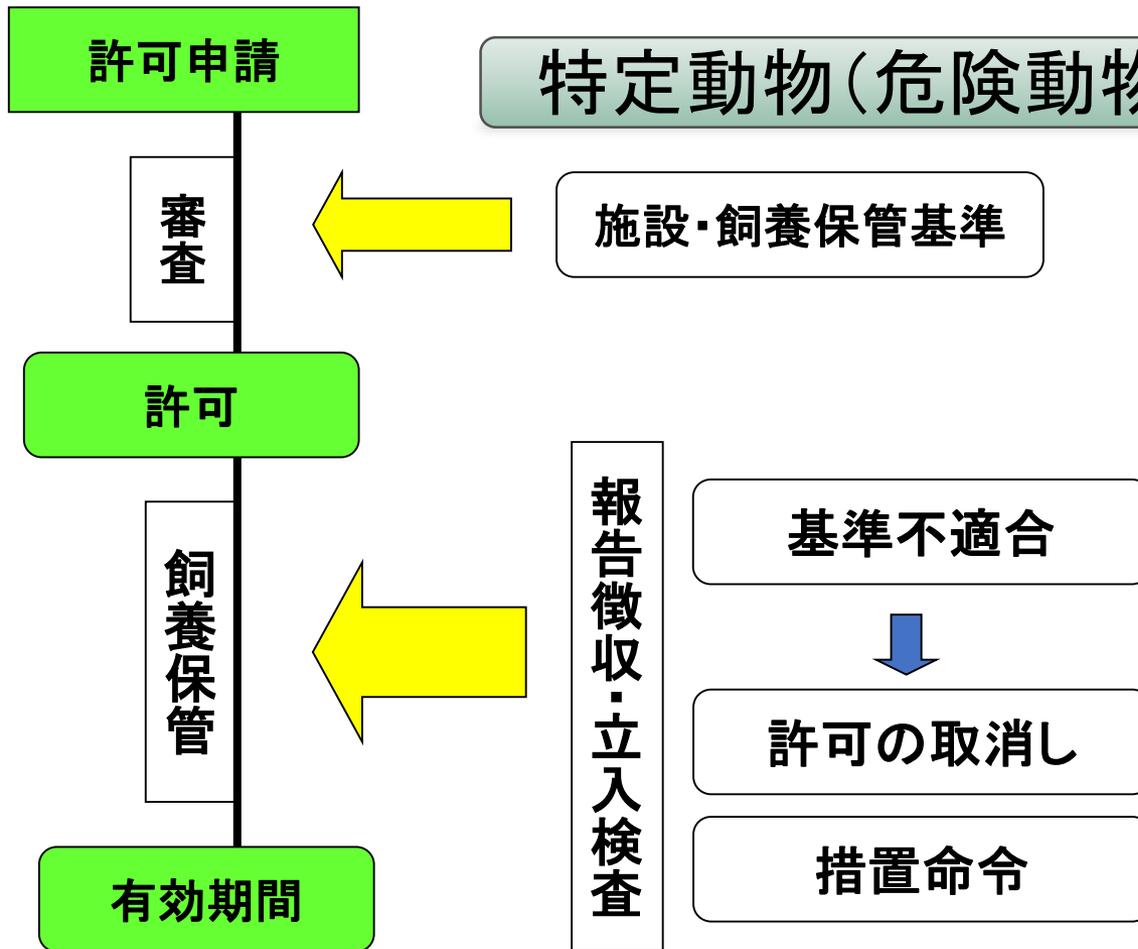
6月1日 改正動物愛護管理法 施行 飼養管理基準の適用一部スタート

3年以内施行に向けた審議

<令和4年>

6月1日 改正動物愛護管理法 施行 飼養管理基準の適用スタート  
犬猫販売業者MC装着義務化スタート

# 特定動物(危険動物)の飼養許可



2019年改正!

第25条の2

- 特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として扱う
- 特定動物の愛玩目的での飼養を禁止

(第25条の2、第26条)

# 特定動物飼養・保管数増減届出書

様式第2（第3条第4号関係）

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

電話番号

特定動物飼養・保管数増減届出書

飼養又は保管をする特定動物の数が増加・減少したので、特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第4号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可内容	(1)許可年月日	年 月 日	
	(2)許可番号		
	(3)特定動物の種類		
	(4)飼養又は保管をする数		
2 飼養又は保管をする数の増減	(1)飼養・保管数の増減日	年 月 日	
	(2)増減の別	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	
	(3)増減前の飼養・保管数		
	(4)増減した数		
3 理由	(1)増加	<input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 引受け <input type="checkbox"/> 繁殖 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	(2)減少	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 引渡し <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 殺処分 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 識別措置の内容	(1)識別措置の種類	<input type="checkbox"/> マイクロチップ <input type="checkbox"/> 脚環 <input type="checkbox"/> 入れ墨、翼帯等 <input type="checkbox"/> 標識の掲出 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	(2)特定動物に係る情報（必要に応じて別紙に記入すること）	性 別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他
		外見上の特徴	
5 備考	識別番号		

収 受 印	処 理

備考

- 「4 (2)特定動物に係る情報」欄には、特定動物の識別情報（性別、外見上の特徴及びマイクロチップ又は脚環等の識別番号）を記載すること。数が多い場合は別紙に記載し添付すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者とことなる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

既に飼養・保管許可を受けている  
特定動物の数に増減があった場合、  
その事実が発生した日から**30日以内**  
に提出が必要

例:アリゲーター 10頭  
カバ 3頭  
ゾウ 2頭  
↓  
アリゲーター 12頭  
カバ 2頭  
ゾウ 2頭

数の増減があったアリゲーター、カバ  
についてそれぞれの種ごとに提出が  
必要となる

# 特定動物管轄区域外飼養・保管通知書

様式第13（第13条第11号関係）

都道府県知事 殿  
市 長

年 月 日

通知者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 千  
電話番号

## 特定動物管轄区域外飼養・保管通知書

貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をしますので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条第11号の規定に基づき下記のとおり通知します。

### 記

1 許可内容	(1)許可の有効期間	年 月 日 から
	(2)許可を受けた特定動物の種類	年 月 日 まで
	(3)許可を受けた都道府県市	
	(4)許可番号	
2 理由	<input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 業としての展示 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
3 飼養又は保管の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
4 飼養又は保管の場所		
5 管理責任者	(1)氏名	
	(2)住所	(3)電話番号
6 逸走防止措置		
7 備考		

### 備考

- この通知は、飼養又は保管に係る場所を管轄する都道府県知事（政令市にあってはその長。以下同じ。）に、飼養又は保管を開始する3日前（土曜、日曜、祝日及び年末年始の日数は算入しない。）までに行うこと。
- 「4 飼養又は保管の場所」欄には、飼養又は保管の許可を受けた都道府県知事の管轄する区域以外の飼養又は保管をする場所を記入すること。また、移動経路を示す地図等を添付すること。
- 「6 逸走防止措置」欄には、この通知に係る飼養又は保管における逸走防止のための措置の内容を具体的に記入すること。
- この通知に係る事務担当者が通知者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この通知書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

既に飼養・保管許可を受けている  
特定動物を管轄区域外に移送する  
際に必要となるもの

その区域に入る**3日前までに通過する**  
&滞在する**すべての**都道府県、政令市、  
中核市に提出しなければならない

なお、滞在先での滞在期間が**3日間を**  
**超える**場合は滞在先の自治体で**新たに**  
当該特定動物の飼養・保管許可を申請  
する必要がある

例：大分市から日田市を經由（大分道）  
して久留米市へ移送する場合

提出先の自治体は

①大分市②大分県③福岡県④久留米市  
の4カ所となる